

地域課題解決型空き家活用支援事業 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 8ページ	(3)本事業の実施に当たり、あらかじめ、事業実施予定の区市町村に取組内容を協議し、当該区市町村の計画等を主管する課長等の確認を得ていること。	申し込み時点で実施予定の物件がまだ選定されていない場合、実施予定の仮物件にて、その区市町村に協議すればよいか。	改修する空き家が未決定の場合、①改修を検討している空き家の大きさや形状(戸建てor集合住宅)、②改修事業の実施予定地域についてなどで区市町村に協議していただくことになります。
2	募集要項 8ページ	(3)本事業の実施に当たり、あらかじめ、事業実施予定の区市町村に取組内容を協議し、当該区市町村の計画等を主管する課長等の確認を得ていること。	取組内容の協議とは具体的にどこまで行えばよいか。	①改修後の用途(使用目的等)、②計画している改修後の事業が区市町村の地区計画等の方向性と齟齬がないこと、③空き家改修予定地域で、区市町村がかかえている地域課題を解決する取組であることなどを協議していただくことになります。
3	募集要項 8ページ	(3)本事業の実施に当たり、あらかじめ、事業実施予定の区市町村に取組内容を協議し、当該区市町村の計画等を主管する課長等の確認を得ていること。	課長等の確認とは、書面への確認印や署名でよいか。	ホームページ掲載の補助金交付要綱の様式「確認書」(別記様式第1号)を区市町村が作成することで、区市町村の確認を得たことになります。
4	募集要項 4・5ページ	第5 補助対象経費	空き家を交流施設に改修するなど本事業を実施しようとする場合、必要な机や椅子などの購入は、「補助対象事業の執行のために直接必要となる備品購入費」(1(2)工需用費)に含まれるものと考えてよいか。	募集要項4・5ページの「第5 補助対象経費」に適合する経費は、「空き家の掘り起こし」、「改修工事」及び「耐震改修工事」に要する経費です。改修後の住宅や施設で使用することが見込まれる机や椅子は、募集要項5ページ「2 主な補助対象経費とならないもの」(13)に記載のとおり補助対象外となります。
5	募集要項 6ページ	第6 補助金の交付額	ハード経費において、2棟の改修工事を実施した上で、3棟目以降の改修工事を伴わない空き家を借り受けた場合、3棟目以降もソフト経費の対象となるものと考えてよいか。	募集要項6ページに記載のとおり、地域課題解決型空き家活用支援事業においては、1事業者の応募件数は1件(1提案)2棟までです。従いまして、独自に3棟目以降の事業を実施する場合、当該3棟目以降にかかる経費は補助対象外です。
6	事業提案書	別紙様式2-5	応募時点で活用する空き家が決まっていない場合は記載不要か。記載する必要がある場合には、具体的な項目として何を記載すべきか。	応募時点で活用する空き家が決まっていない場合は、事業提案書別紙様式2-5「空き家の現況」は提出不要です。
7	募集要項 9ページ	(6)活用する空き家の所有者と応募者が異なる場合は、賃貸借契約書等～	活用する空き家の所有者と応募者は同一でもよいか？(活用する空き家を、賃貸ではなく応募者が購入して事業を行う形でも良いか？)	活用する空き家の所有者と応募事業者が同一の場合も、応募可能です。ただし、「地域課題解決型空き家活用支援事業」の場合、「個人」は応募事業者に該当しませんのでご注意ください。
8	募集要項 9ページ	【調査設計計画(インスペクションを含む。)を実施する場合】	「調査設計計画が必要となる場合」とはどのような場合か？	空き家の改修に当たり、改修設計、劣化診断・調査などを実施する場合を想定しています。